

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年9月30日

寒川町監査委員 北村美仁  
同 天利薫

**1 監査の種類**

財務監査のうち定期監査

**2 監査の実施期間**

令和2年8月3日から令和2年8月21日まで

**3 監査の対象部課等**

企画部 財政課

**4 監査の対象**

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

**5 監査の着眼点（評価項目）**

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

**6 監査の実施内容**

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

**7 監査の結果**

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。